

【z222】修学年数調整表

学歴区分	修学年数	基準学歴区分			
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
博士課程修了	二十一年	(+)五年	(+)七年	(+)九年	(+)十二年
修士課程修了	十八年	(+)二年	(+)四年	(+)六年	(+)九年
専門職学位課程修了	十八年	(+)二年	(+)四年	(+)六年	(+)九年
大学六卒	十八年	(+)二年	(+)四年	(+)六年	(+)九年
大学専攻科卒	十七年	(+)一年	(+)三年	(+)五年	(+)八年
大学四卒	十六年		(+)二年	(+)四年	(+)七年
短大三卒	十五年	(-)一年	(+)一年	(+)三年	(+)六年
短大二卒	十四年	(-)二年		(+)二年	(+)五年
短大一卒	十三年	(-)三年	(-)一年	(+)一年	(+)四年
高校専攻科卒	十三年	(-)三年	(-)一年	(+)一年	(+)四年
高校三卒	十二年	(-)四年	(-)二年		(+)三年
高校二卒	十一年	(-)五年	(-)三年	(-)一年	(+)二年
中学卒	九年	(-)七年	(-)五年	(-)三年	

備考

- 1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数(修学年数欄の年数を除く。)は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数(以下「調整年数」という。)を示す。この場合において「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分(その区分に属する学歴免許等の資格を含む。)が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。
- 4 昭和四十三年法律第四十七号による改正前の医師法に規定する実施修練を経て医師国家試験に合格した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ一年を加えた年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。
- 5 正規の試験により採用された者及び医療職給料表(二)の適用を受けるあん摩マッサージ指圧師のうち、第八条の規定を適用したものである場合にその者の経験年数が負となる者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ当該負となる経験年数に相当する年数を加えた年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。

6 学校教育法による大学院博士課程のうち医学若しくは歯学に関する課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程(修業年限四年のものに限る。)を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ一年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。

7 商船大学の卒業者(昭和五十年以前に入学した者に限る。)又は高等専門学校の商船に関する学科の卒業者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の正規の在学年数の和の年数から減じ、その年数が正となるときはその年数を加える年数として、その年数が負となるときはその年数を減ずる年数として、学歴区分欄の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ加減した年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。

8 医療職給料表(三)初任給基準表の備考1の規定の適用を受ける「短大三卒」の区分以上の区分に属する学歴免許等の資格を有する者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数からそれぞれ一年を減じた年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。

9 次に掲げる者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の区分に対応する修業年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ一年を加えた年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とすることができる。

一 学校教育法による大学の二年制の専攻科の卒業者

二 学校教育法による三年制の短期大学(昼間課程に相当する単位を三年間に修得する夜間課程を除く。)の専攻科の卒業者(独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(旧独立行政法人大学評価・学位授与機構、旧大学評価・学位授与機構及び旧学位授与機構を含む。以下同じ。)から学士の学位を授与された者を除く。)

三 学校教育法による二年制の短期大学の二年制の専攻科の卒業者(独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者を除く。)

四 学校教育法による高等専門学校の二年制の専攻科の卒業者(独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者を除く。)

五 旧独立行政法人海員学校(旧海員学校を含む。以下同じ。)司ちゆう・事務科の卒業者

六 旧海員学校の専修科(「高校三卒」を入学資格とする修業年限一年のものに限る)、専科又は司ちゆう科の卒業者

七 旧海技大学校本科の卒業者

10 旧海員学校高等科の卒業者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ二年を加えた年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とすることができる。